

V 特定製造者に係る届出

V 特定製造者に係る届出

本節は、特定製造者に係る届出についてまとめたものです。記載されていない届出等で不明な点は県に確認してください。

第1 高圧ガス製造施設軽微変更届

1 根拠法令

法第14条第1項ただし書き、コンビ則第14条

特定製造者は、軽微な変更の工事が完成した後遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

2 提出書類

- (1) 高圧ガス製造施設軽微変更届書 <様式第4>
- (2) 変更の明細書<様式Ⅱ-1>
変更の許可に係る様式を使用し、製造施設の名称、変更の目的及び変更の内容を記載したもの
- (3) 技術上の基準に関する事項
完成検査における記載例<記載例Ⅲ>の写し又は<記載例Ⅲ>を参考に事業所で作成したものに検査結果を記入し、保安係員等責任者が押印又は署名したものとしてください。ただし、「変更なし」又は「該当なし」に相当する部分は削除してください。
- (4) 製造施設の処理能力、貯蔵能力の一覧表(処理能力又は貯蔵能力に変更がある場合)
- (5) 製造施設のフローシート
変更の前後がわかるもの
- (6) 製造施設の配置図
- (7) 機器一覧表<様式Ⅰ-4-1からⅠ-4-6>
- (8) 認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験成績証明書等の写し(大臣認定品等を使用した場合)
- (9) 特定設備検査合格証(特定設備検査適合証)の写し(コンビ則第14条第7号ロの工事の場合)

3 提出部数

1部(受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。)

4 軽微な変更の工事の範囲について

コンビ則第14条に規定される軽微な変更の工事の範囲は、次のとおりです。

- (1) 高圧ガス設備(特定設備を除きます。)の、大臣認定品等又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えの工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの
- (2) ガス設備(高圧ガス設備を除きます。)の変更の工事
- (3) ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
- (4) 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
- (5) 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事のうち、特定設備(設計圧力が30MPa未満のもの)の胴板・鏡

板に直接溶接されていない管台の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないもの）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（応力除去を必要としないと認められる場合に限ります。）

(6) 認定完成検査実施者のうち特定認定事業者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事のうち、次に掲げる工事

ア 設計圧力が30MPa未満の特定設備の胴板・鏡板に直接溶接されていない管台の取替えの工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するものに限ります。）

イ 設計圧力が30MPa未満の特定設備の取替えの工事（処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限ります。）

(7) 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者及び自主保安高度化事業者が行う工事であって、次に掲げる変更の工事

ア 特定設備以外の高圧ガス設備の変更（大臣認定品等又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

イ 特定設備以外の高圧ガス設備の変更（配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（ア及び(1)に該当するものを除きます。）

ウ 特定設備以外の高圧ガス設備の取替えの工事（処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限り、上記イ、(1)及び(2)に該当するものを除きます。）

<注意>（平成30年3月30日付け20180323保局第13号「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19号第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」）

① 上記(1)において、設置位置の変更や溶接等の現場加工（管類に係る認定試験者が施工した場合を除きます。）が伴う場合には、変更の許可の対象となります。また、上記(2)の変更には、取替えの工事のほか、増設の工事等を含みます。

② 委託検査品であって、耐圧性能、気密性能及び強度に係る検査を受け、合格したもの（略号「委」）は、上記(1)の大臣認定品等に含まれますが、一部の検査のみ受けたもの（略号「完(委)」）大臣認定品等に含まれません。

③ 以下のものを「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」として取り扱います。

- ・ 可とう管（高圧ホース又は金属フレキ管等）であって、KHK又は指定特定設備検査機関が定める規程により実施した検査に合格したもの
- ・ KHK又は指定特定設備検査機関が行う、「KHK S 0803 可とう管に関する検査基準」（対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管

④ 次の工事は、軽微な変更の工事として取り扱います。

- ・ 特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替え
- ・ 高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事
- ・ コンビ則第17条第2号に規定する変更の工事（小規模非連結製造施設※の追加の工事）を行った後に行う当該設備の変更の工事

※ 小規模非連結施設とは、他の高圧ガス製造施設に連結していない処理能力 $100\text{Nm}^3/\text{日}$ （不活性ガス又は空気にあつては $300\text{Nm}^3/\text{日}$ ）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除きます。）である製造施設をいいます。

5 許可及び届出が不要な工事について

次に掲げる変更の工事は、許可及び届出が必要のない変更として取り扱います。

（平成30年3月30日付け20180323保局第13号）

- (1) 圧力計・温度計の取替え（同一方式への取替えに限ります。）
- (2) 充填又は受入れに係る可とう管（直接容器に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限ります。）の取替え
- (3) 高圧ガス（その原料となるガスを含みます。）の通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又はJ I S等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等）
- (4) 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事（ただし、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、本工事に取りかかる前に県にその旨報告してください。）及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除きます。）の撤去の工事
- (5) 高圧ガス（その原料となるガスを含みます。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事
- (6) 消耗品（事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限りします。）の取替え

※ 上記4及び5の工事の内容で不明な点については、事前に県に確認した上で、変更の工事に着手してください。

第2 高圧ガス製造事業承継届

1 根拠法令

法第10条第2項, コンビ則第12条

相続, 合併又は分割があった場合において, 相続人あるいは合併又は分割後存続する法人若しくは合併又は分割により設立した法人が, 特定製造者の地位を承継した場合には, 遅滞なく, その旨を届け出なければなりません。

(注意)

合併又は分割により承継した場合にのみ承継の対象となり, 事業の譲渡又は分割(特定製造者の地位を承継した場合を除きます。)が伴う場合には, 新規に法第5条の許可を受ける必要があります。

2 提出書類

- (1) 製造事業承継届書<様式第2>
- (2) 合併契約書, 分割契約書又は公告等の記載されている官報の写し
- (3) 相続人の選定に係る全員の同意書(相続人が2人以上の相続の場合)

3 提出部数

1部(受付印を押印するので, 事業所控えを用意してください。)

第3 高圧ガス製造開始届・廃止届

1 根拠法令

法第21条第1項，コンビ則第21条

高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき高圧ガス製造許可を受けた事業所が設備の完成検査を受け合格した後，初めて高圧ガスの製造を開始したとき，あるいは，当該事業所において高圧ガスの製造を廃止したときには，遅滞なく，その旨を届け出なければなりません。

2 必要書類

(1) 製造を開始した場合

製造開始届書 <様式第11>

(2) 製造を廃止した場合

ア 製造廃止届書 <様式第12>

イ 製造許可書 (返納)

3 提出部数

1部 (受付印を押印するので，届出書の事業所控えを用意してください。)

第4 危害予防規程届

1 根拠法令

法第26条第1項, コンビ則第22条

特定製造者は, 危害予防規程を制定した場合あるいは変更した場合には, 届け出なければなりません。

2 必要書類

(1) 制定した場合

ア 危害予防規程届書 <様式第13>

イ 危害予防規程 (本文)

(2) 変更した場合

ア 危害予防規程届書 <様式第13>

イ 変更の理由書

ウ 変更の明細書 (変更部分の新旧対照表)

※ 危害予防規程の届出の様式中の「(制定)」と「(変更)」のうち, 該当するものを○で囲んでください。

3 提出部数

1部 (受付印を押印するので, 事業所控えを用意してください。)

第5 保安統括者等選解任届・代理者届

1 根拠法令

法第27条の2第5項, 第27条の3第3項, 第33条第3項

コンビ則第26条, 第30条, 第33条第3項

特定製造者は, 事業所の保安に携わる保安統括者及び保安統括者の代理者を選任又は解任したときは, 遅滞なく, その旨を届け出なければなりません。また, 保安技術管理者, 保安係員, 保安主任者及び保安企画推進員の選任又は解任については, その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの期間内にしたものについて, 当該期間終了後遅滞なく届け出なければなりません。

なお, これらの代理者の選任又は解任の届出は不要ですが, その記録は保存してください。

また, 法第27条の2第1項第1号の保安統括者を選任する必要がある場合については, 「第7 保安監督者届」を参照してください。

2 必要書類

(1) 保安統括者を選任又は解任した場合

ア 高圧ガス保安統括者届書 <様式第14>

イ 当該事業所において, その事業の実施を統括管理する者であることを証する書面(例1)

ウ 新旧保安管理組織図(例6)

(選任又は解任者が分かるように色分け等により記載してください。以下においても同様としてください。)

(2) 保安技術管理者を選任又は解任した場合

ア 高圧ガス保安技術管理者等届書 <様式第14の2>

イ 選任した者の製造保安責任者免状の写し(「指導事項」の欄を含むもの)

ウ 高圧ガスの製造に関する経験を証する書面(例3)

エ 新旧保安管理組織図(例6)

(3) 保安係員を選任又は解任した場合

ア 高圧ガス保安技術管理者等届書 <様式第14の2>

イ 選任した者の製造保安責任者免状の写し(「指導事項」の欄を含むもの)

ウ 高圧ガスの製造に関する経験を証する書面(例3)

エ 新旧保安管理組織図(例6)

(4) 保安主任者を選任又は解任した場合

ア 高圧ガス保安主任者等届書 <様式第15>

イ 選任した者の製造保安責任者免状の写し(「指導事項」の欄を含むもの)

ウ 高圧ガスの製造に関する経験を証する書面(例3)

エ 新旧保安管理組織図(例6)

- (5) 保安企画推進員を選任又は解任した場合
 - ア 高圧ガス保安主任者等届書 <様式第15>
 - イ 高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を証する書面 (例4)
 - ウ 新旧保安管理組織図 (例6)

- (6) 保安統括者の代理者を選任又は解任した場合
 - ア 高圧ガス保安統括者代理者届書 <様式第16>
 - イ 統括者の代理者にあつては、当該保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であることを証する書面 (例2)
 - ウ 新旧保安管理組織図 (例6)

※ 解任の場合にあつては、保安責任者免状の写し及び経験を証する書面の添付を省略してください。

3 提出部数

1部 (受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。)

4 記載に当たっての留意事項

- (1) 「製造保安責任者免状の種類」の欄は、当該届出に係る免状の種類を記入してください。
- (2) 保安統括者を選任した場合に添付する「その事業を統括管理する者であることを証明する書類」については、(例1)を参考として作成してください。
- (3) 保安統括者の代理者を選任した場合に添付する「当該保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であることを証する書面」については、(例2)を参考として作成してください。
- (4) 保安技術管理者、保安主任者、保安係員を選任した場合に添付する「高圧ガスの製造に関する経験を証する書面」については、(例3)を参考として作成してください。
- (5) 保安企画推進員を選任した場合に添付する「コンビ則第29条各号の一に該当する者であることを証する書面」については、(例4)を参考として作成してください。
- (6) 「選任若しくは解任の状況」については「別紙のとおり」とし、「選解任一覧表」(例5)を参考にして作成してください。
- (7) 保安管理組織図については、(例6)を参考として作成してください。

(例1) 保安統括者の「事業を統括管理する者であることの証明」

1 届出者が保安統括者である場合

証 明 書		
私は、当該事業所において〇〇〇〇〇〇〇の地位にあり、 高圧ガス製造事業の実施について、統括管理できることを 誓います。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

2 届出者が他の者を保安統括者に選任する場合

証 明 書		
〇〇〇〇〇は、当該事業所において高圧ガス製造事業の 実施について、統括管理できる者であることを証明します。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(例2) 保安統括者代理者の「保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であることを証する書面」

証 明 書		
○○○○○は、当該事業所において高圧ガス製造事業の実施について、統括者不在の際に、統括者に代わり統括管理できる者であることを証明します。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(例3) 保安技術管理者、保安主任者、保安係員の「高圧ガスの製造に関する経験を証する書面」

証 明 書		
○○○○○は、当該事業所において高圧ガス製造に関する経験を有する者であることを証明します。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(例4) 保安企画推進員の「コンビ則第29条各号の一に該当する者であることを証する書面」

<p style="margin: 0;">証 明 書</p> <p style="margin: 10px 0 10px 40px;">○○○○○は、当該事業所において、○○年○○月○○日から△△年間、コンビナート等保安規則第29条□号に該当する業務に従事した者であることを証明します。</p> <p style="margin: 10px 0 10px 100px;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 10px 200px;">代表者氏名</p> <p style="margin: 10px 0 10px 350px;">印</p> <p style="margin: 10px 0 10px 40px;">茨城県知事 殿</p>	
---	--

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

(例5) 選解任一覧表

保安統括者等の区分	製造施設の区分	選 任 者 名		解任者名
		免状の種類	氏 名	
保安技術管理者			茨城 太郎	茨城 次郎
保安係員	液化酸素製造施設	丙種化学(特別)	水戸 太郎	水戸 次郎
保安係員	液化窒素製造施設	乙種化学	梅 太郎	梅 次郎

(例6) 保安全管理組織図

〇〇〇 (株) ×××工場
 〇〇年〇〇月〇〇日

保安統括者				保安統括者代理者							
×××××				×××××							
免状	—	選任日	△△△△	免状	—	選任日	△△△△				
				保安企画推進員							
				×××××				保安企画推進員代理者			
				×××××				×××××			
免状	乙機	選任日	△△△△	免状	—	選任日	△△△△				
保安技術管理者				保安技術管理者代理者							
×××××				×××××							
免状	甲機	選任日	△△△△	免状	甲化	選任日	△△△△				
保安主任者				保安主任者代理者							
×××××				×××××							
免状	乙機	選任日	△△△△	免状	乙化	選任日	△△△△				
〇〇製造施設											
保安係員				保安係員代理者							
×××××				×××××							
1直	免状	乙化	選任日	△△△△	免状	乙機	選任日	△△△△			
×××××				×××××							
2直	免状	乙機	選任日	△△△△	免状	丙特	選任日	△△△△			
×××××				×××××							
3直	免状	乙化	選任日	△△△△	免状	丙特	選任日	△△△△			
製造するガスの名称等											
ガスの名称				ガス区分							
窒素				不活性							
アンモニア				可燃性・毒性							
水素				可燃性							

第6 代表者等変更届

1 根拠法令

法においては、代表者等変更に係る規定はありませんが、製造の許可にあたっては、法人名、事業所名及び法第7条の規定事項を確認していることから、法人名、事業所名、本社所在地の変更があった場合、法人の代表者あるいは事業所の代表者が交替した場合等の都度、その確認を行う必要がありますので、その旨を届け出てください。

なお、行政区域の変更に伴う所在地の変更については、届け出の必要はありません。

(注意)

ここでの法人名の変更とは、単なる名称の変更を意味しており、相続、合併又は分割（第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるもの）による場合は「代表者等変更届」でなく、「承継届」の手続きが必要です。また、事業の一括譲渡等による場合は、新たに法第5条の許可を受ける必要があります。

2 必要書類

- (1) 代表者等変更届書 <様式V-1>
- (2) 登記簿謄本または代表者事項証明書（法人名、法人代表者名の変更の場合）
- (3) 委任状（新たな委任関係が生じる場合）

3 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

4 委任状の取り扱いについて

法人の代表者の変更、事業所代表者の変更等、以前に提出した委任状の内容に変更があったときは、代表者等変更届書に、新たな委任関係を示す委任状を添付してください。

なお、提出した委任状の記載内容に変更がない限り、その後の申請、届出等の都度、委任状（その写しを含めます。）を添付する必要はありません。

第7 保安監督者届

1 根拠法令

特定製造者のうち、コンビ則第23条第2項に掲げられる者にあつては、その事業所に保安統括者、保安係員等を選任することを要しないものとされています。その場合、製造について監督させる者（以下「保安監督者」といいます。）の選任が必要です。

法においては、保安監督者に係る届出について規定されていませんが、上記の要件を満たしているか確認する必要がありますので、保安監督者を選任又は解任したときは、その旨を届け出てください。

2 必要書類

- (1) 保安監督者届書 <様式V-2>
- (2) コンビ則第23条第2項の要件を証する書面（例7）
- (3) 新旧保安管理組織図（例6）

3 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

4 保安統括者等を選任しなくてもよい場合

コンビ則第23条第2項に規定される、保安統括者等を選任しなくてもよい事業者は、次のとおりです。

- (1) 気化器若しくは減圧弁により酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス若しくはヘリウムガスを製造する者又は気化器若しくはこれらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等」といいます。）により炭酸ガスを製造する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの
 - ア 空気、液化酸素、液化窒素、液化アルゴン、液化ヘリウム、液化フルオロカーボン又は液化炭酸ガスの製造又は販売に関し6月以上の経験を有する者
 - イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者
 - ウ 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者、又は協会が行う特定高压ガスの取扱いに関する課程を修了した者であつて、特定高压ガスの製造又は消費に関し6月以上の経験を有する者
- (2) 容積が10m³以下の空気又は窒素ガスを使用するダイキャスト機、水圧蓄圧機又はアキュムレータを使用する者
- (3) 処理能力が25万m³未満の事業所において、専ら圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に当該ガスを充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、可燃性ガスの製造に関し6月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

- (4) 処理能力が25万m³未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に当該ガスを充てんする者であって、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、液化石油ガスの製造に関し6月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者
- (5) 処理能力が25万m³未満の事業所において、専ら常用の圧力が82MPa以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充填する者であって、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し6月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

なお、複数の製造設備を有する事業所内で上記(1)から(5)までに掲げる設備により高压ガスを製造する場合の当該設備については、保安係員及び保安主任者の選任を要しませんが、(2)以外の設備については、保安監督者の選任が必要となります。

(例7) 保安監督者の「コンビ則第23条第2項の一に該当する者(実務経験)であることを証する書面」

証 明 書		
○○○○○は、当該事業所において、コンビナート等保安規則第23条第2項○号に該当する者であることを証明します。		
年	月	日
代表者氏名		印
茨城県知事 殿		

※備考 この用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。

第8 休止届

1 根拠法令

コンビ則第34条第2項ただし書き

使用を休止した特定施設（以下「休止施設」といいます。）であって、その旨を知事へ届け出た場合には、再び使用するときまで、保安検査を要しないこととなります。

休止施設とは、高圧ガスの製造を1か月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であって、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態の特定施設をいいます。

2 休止期間

原則として3年間を限度とし、それを超えて休止を継続する場合、新たに届け出るものとします。

3 添付書類

- (1) 高圧ガス製造施設休止届書<様式16の2>
- (2) 休止施設の概要
- (3) 休止施設の配置図
- (4) 休止施設のフローシート
- (5) 休止施設の処理能力
- (6) 保安上の措置を記載した書面

4 休止施設の保安管理

封入された不活性ガスの圧力等、異常の有無を日常点検、定期点検で確認してください。また、休止施設に係る保安係員等の選任については、事業所全体で、保安係員及び同代理者を各1名選任すれば足りるものとします。

5 保安検査について

休止施設を稼働させる場合、使用しようとする1か月前までに、保安検査の申請を行ってください。この場合、申請書の「前回の保安検査の年月日」の欄に、当該事項のほか休止施設の休止期間を（ ）書きで記載してください。保安検査の方法等については、「IV 保安検査」に定めるところにより実施してください。

また、KHK S等に定められる開放検査の期間を超えている機器については、開放検査を実施してください。

6 提出部数

1部（受付印を押印するので、事業所控えを用意してください。）

様式第2 (第12条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス製造事業承継届書	特 定	× 整 理 番 号		
		×受理年月日	年 月 日	
承継された特定製造者の名称 (事業所の名称を含む。)				
承継された事業所所在地				
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)				
事 務 所 (本 社) 所 在 地				

年 月 日

代表者 氏名

⑩

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

連絡先	担当部 課 名			
	担 当 者 名			
	電 話 番 号			
		*事業所 番 号	法 人	事業所
			∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴

様式第4 (第14条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス製造施設 軽微変更届書	特 定	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
変更の種類				

年 月 日

代表者 氏名

印

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所

様式第11 (第21条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス製造開始届書	特定	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
製造開始年月日				

年 月 日

代表者 氏名

⑩

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
*事業所番号		法人	事業所	
		∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴	

様式第12 (第21条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス製造廃止届書	特 定	× 整 理 番 号		
		× 受 理 年 月 日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
製造廃止年月日				
製造廃止の理由				

年 月 日

代表者 氏名

ⓐ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名	
	担当者名	
	電話番号	

*事業所 番号	法 人	事業所
	⋮	⋮

様式第13 (第22条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
危害予防規程届書	特定	(制定)	×整理番号	
		(変更)	×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				

年 月 日

代表者 氏名

⑩

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴

様式第14 (第26条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス保安統括者届書	特 定	(選任)	× 整 理 番 号	
		(解任)	× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
保安統括者の区分				
製造施設の区分				
選 任	製造保安責任者免状の種類			
	保安統括者の氏名			
解 任	製造保安責任者免状の種類			
	保安統括者の氏名			
選 任	年 月 日			
解 任				
解 任 の 理 由				

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担 当 部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
*事業所 番 号		法 人 事業所

様式第14の2 (第26条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス保安技術管理者等届書	特 定	× 整 理 番 号		
		× 受 理 年 月 日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任の状況		別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - ×印の項は記載しないこと。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所

様式第15 (第30条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス保安主任者等届書	特 定	× 整 理 番 号		
		× 受 理 年 月 日	年 月 日	
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
保安主任者又は保安企画推進員の 選任若しくは解任の状況		別紙のとおり		

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			⋮	⋮

様式第16 (第33条関係)		×電算入力確認欄		×担当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス保安統括者届書 代理人	特定	(選任) (解任)	×整理番号 ×受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
事業所所在地				
保安統括者代理者の区分				
製造施設の区分				
選任	製造保安責任者免状の種類			
	代理者の氏名			
解任	製造保安責任者免状の種類			
	代理者の氏名			
選任	年 月 日			
解任				
解任の理由				

年 月 日

代表者 氏名

⑩

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

*事業所 番 号	法 人	事業所

様式第16の2 (第34条、第35条関係)		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
高圧ガス製造施設休止届書	特 定	× 整 理 番 号		
		× 受 理 年 月 日	年 月 日	
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事 務 所 (本 社) 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				
使用を休止した特定施設				
休 止 期 間				
休 止 理 由				

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連絡先	担当部課名			
	担当者名			
	電話番号			
		*事業所 番号	法 人	事業所
			：	：

様式V-1

		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
代 表 者 等 変 更 届 書	特 定	× 整 理 番 号		
		×受理年月日	年 月 日	
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事 務 所 (本 社) 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				
製 造 許 可 年 月 日 及 び 番 号				
変 更 年 月 日				
変 更 内 容				
変 更 前		変 更 後		

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担 当 部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

*事業所 番 号	法 人	事業所
	⋮	⋮

様式V-2

		×電算入力確認欄		× 担 当
		×受付入力日	年 月 日	
		×決裁入力日	年 月 日	
保 安 監 督 者 届 書	特 定	× 整 理 番 号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称（事業所の名称を含む。）				
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				
製 造 施 設 の 区 分				
保 安 監 督 者 の 氏 名		選		解
		任		任
選 任		年 月 日		
解 任				
解 任 の 理 由				

年 月 日

代表者 氏名

Ⓜ

茨城県知事

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

連 絡 先	担 当 部 課 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

*事業所 番 号	法 人	事業所
	⋮	⋮